

平成28年度利用者負担額（保育料）基準月額表（2・3号認定子ども）

階層区分		市の基準月額				参考：平成28年度 国の基準月額 (保育標準時間認定)			
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定				
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
B階層	平成28年度分(4月分から8月分までは平成27年度分)の市民税	非課税世帯	3,800	3,800	2,500	2,500	9,000	6,000	
C階層	平成28年度分(4月分から8月分までは平成27年度分)の市民税所得割課税額	1	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700	3,700	3,700	19,500	16,500
		2	10,000円未満	6,400	6,300	4,300	4,300		
		3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400	5,800	5,800		
		4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100	8,500	8,400		
		5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700	10,800	10,700		
		6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300	13,200	13,000	30,000	27,000 (給付単価限度)
		7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800	16,100	15,900		
		8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400	18,400	18,100	44,500	41,500 (給付単価限度)
		9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000	20,700	20,400		
		10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400	22,800	22,500		
		11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000	25,800	25,400	61,000	58,000 (給付単価限度)
		12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500	28,300	27,900		
		13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400	28,600	28,200	80,000 (給付単価限度)	77,000 (給付単価限度)
		14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400	28,700	28,300		
		15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900	28,800	28,400	104,000 (給付単価限度)	101,000 (給付単価限度)
		16	518,000円以上	64,000	63,000	28,900	28,500		

①年齢区分は、いわゆるクラス年齢（小学校でいう学年と同じ）によります。平成28年度においては、以下のとおりです。

3歳未満児 平成25年4月2日以降にお生まれのお子さん 3歳以上児 平成25年4月1日以前にお生まれのお子さん

※2歳児クラスのお子さんで、年度途中に認定が3号から2号にかわった場合も、3歳未満児の区分を適用します。

②保育標準時間とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用をいい、保育短時間とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用を言います。

③多子世帯軽減制度

B階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

④同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部

⑤世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

⑥ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用料を軽減します。

ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。

イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
B階層	0円	0円	③多子世帯軽減制度で判定します。
C1階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	基準額の半額	0円	③多子世帯軽減制度で判定します。

同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問合せください。